

# 灘区 地域活動支援センター 運営要領

## 1. 設置趣旨

灘区民と灘区による協働と参画のまちづくりを推進し、区民の地域活動を支援することを目的として、灘区役所6階に地域活動支援センター（以下支援センターという。）を設置する。また、事務局を地域協働課に設置するものとする。

## 2. 施設

支援センターに以下の施設を設置する。

- (1) 印刷コーナー（印刷機/輪転機、裁断機、紙折機など）
- (2) ミーティングコーナー（定員10名程度）
- (3) ロッカー

## 3. 利用団体及び利用目的・利用制限

- (1) 支援センターの利用団体は、灘区内で協働のまちづくりを推進する地域活動団体で、下記の要件を満たす団体とする。
  - ① 営利活動を目的としない団体であること。（利益を社員や役員に分配しないこと）
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (2) 支援センターの利用目的は、利用団体が行う地域活動に限るものとする。
- (3) 支援センターは、次の目的で利用することはできない。
  - ① 個人的な専用利用
  - ② 営利目的の利用
  - ③ 宗教活動又は政治活動のための利用
  - ④ 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
  - ⑤ その他区長が不相当と認める利用

## 4. 団体登録

支援センターの利用を希望する団体は、事前に団体登録を行うものとする。団体登録の申請は、所定の様式に必要事項を記入し、灘区社会福祉協議会へ郵送・FAX・メール・持参にて、提出するものとする。なお、窓口を持参する場合は、平日の9時00分～17時00分までの間に提出するものとする。

## 5. 団体登録等の取り消し

灘区長は、利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録の取り消し、又は使用の取り消し、以降の使用の禁止をすることができる。

- (1) 利用団体から団体登録取り消しの申し出があったとき。
- (2) 利用目的、利用制限、利用上の注意などに違反して使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により団体登録の申請又は支援センターの利用をしたとき。
- (4) その他公序良俗に反する行為があったと認めるとき。

## 6. 支援センターの利用時間、利用手続き

- (1) 利用時間は、平日の9時から17時までとする。但し、12時から13時の間は除く。
- (2) 1回当たりの利用時間は2時間までとする。
- (3) 利用にあたっての準備や片付けに要する時間は、利用する時間の中に含むものとする。

- (4) 利用は予約優先とし、予約は灘区社会福祉協議会へ電話または窓口で申し込みを行うものとする。
- (5) 利用団体は、利用予約日当日に灘区社会福祉協議会にて、利用簿に必要事項（団体名、利用責任者氏名、連絡先、利用人数、利用日時、利用目的等）を記入するものとする。
- (6) 予約なしで当日の利用を希望する団体は、利用希望時間に他の団体による利用がなく、他の事前予約と抵触しない場合に限り、灘区社会福祉協議会に申し出て利用簿に必要事項を記入のうえ利用することができる。

## 7. ロッカーの利用方法

- (1) 利用は年度ごととし、利用を希望する団体は地域協働課に利用申請を行う。
- (2) 利用申請の期日、希望者多数の場合の抽選等、詳細は年度ごとに定める。
- (3) ロッカーの利用時間（荷物の出し入れが可能な時間）は平日の9時00分から17時00分までとし、ダイヤルキーの番号管理は利用団体で行うこととする。
- (4) ロッカーに保管できる物は、利用団体が行う地域活動に使用するもののみとし、現金、有価証券、貴重品、動物、揮発性もしくは毒性がある又は爆発物等の危険物、臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの、ロッカーを汚損する恐れのあるもの、その他ロッカーでの保管に適さないと認められるものは不可とする。

## 8. 利用料

支援センターの利用料金は、無料とする。

## 9. 利用上の注意

- (1) 支援センター内では、他人に迷惑や不快感を与える行為（例えば、食事・飲酒や大声で叫ぶなど）を禁止する。
- (2) 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）以外の動物を連れての利用は禁止する。
- (3) 器物等を故意に破損した場合、原因者の負担で修繕等を求めることができる。
- (4) センター内での事故や盗難については、利用者側で責任を負うものとする。
- (5) その他、不適切な利用があった場合には、以後の利用を断ることができる。

附則（令和7年12月1日制定）

- 1 この要領は、令和7年12月1日から施行する。